



消防用設備等の点検・報告は、あなたの義務です。
「いざという時に作動しない!」がないよう、作動し機能するかを日頃から確認しておくことが重要です。



消防法では、防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)に、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。

点検の周期

点検の内容に応じて、次のように定められています。
《機器点検》6か月ごと … 外観や機器の機能を確認します。
《総合点検》1年ごと …… 機器を作動させて、総合的な機能を確認します。



報告の周期

《特定防火対象物》 1年に1回 …… 点検の結果を所定の様式に記入し、消防機関へ提出します。
《非特定防火対象物》 3年に1回

点検報告義務違反

- 消防用設備等の点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金



点検実施者

消防用設備等を点検するためには、専門的な知識・技能や特殊な機器を必要とします。このため**点検実施者**については、防火対象物の用途や規模等により、次のように定められています。

《消防設備士又は消防設備点検資格者》

- ① 延べ面積が1,000㎡以上の特定防火対象物
デパート・ホテル、病院、飲食店など
- ② 延べ面積が1,000㎡以上の非特定防火対象物で消防長・署長が指定したもの
工場・事務所・共同住宅・倉庫など
- ③ 特定用途部分が避難階以外の階に存する建物で階段が2以上設けられていないもの



《防火対象物の関係者》

上記以外の防火対象物は、資格がなくても点検できますが、**専門的な知識等を有する資格者に点検させることが望まれます。**

点検の結果機能が正常であるものには点検済ラベルが貼られます

消火器用

消防用設備等用



《消防用設備等点検済表示制度》

この制度は、都道府県消防設備協会が適正な点検を行う意思及び能力があるとして登録した点検事業者等に対してラベルを交付し、点検事業者等は、点検を適正に行った**証**として消防用設備等にこのラベルを貼付するものです。

消防用設備等の 確実な点検を!

消防法では、一定の防火対象物の関係者(所有者、管理者、占有者)に、消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検報告を義務付けています。

しっかり点検
ボクも安心!



点検済票(ラベル)は、点検が適正に行われたことの証として貼付されるものです。

点検実施者の責任の明確化、点検の確実な履行の促進等を目的とした点検済表示制度は、都道府県消防設備協会が全国統一的に推進しています。



